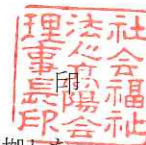


2022年11月2日

公 告

社会福祉法人 高陽会
理事長 高木 洋

下記の入札に付する事項の公告及び工事名に掲げる工事の入札等については、関係法令に準拠した取り扱いとするほか、この公告事項によるものとします。

1. 入札に付する事項

入札方法	制限付き一般競争入札
設置主体(発注者)	社会福祉法人 高陽会
公告日	2022年11月2日(水)、法人本部及び浜保育所玄関掲示板、並びに法人ホームページにおいて公告
工事名	(仮称)浜保育所移転計画 新築工事
工事場所	大阪府泉南市男里7丁目1312-1、1312-18、1471-1、1471-19(地番)
完成期限	2024年1月31日(予定)
工事概要	構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建 規模 建築面積約765㎡ 法廷延床面積約1214㎡
前金払の有無	無(有)

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札参加形態	単体企業
入札参加の要件	別紙、「入札参加の要件」参照

3. 入札参加資格の審査の申請方法

申請書の配布期間	2022年11月2日(水)～2022年11月14日(月) 午前10時～午後4時(但し、土、日、祝日を除く) ※法人ホームページ(URL: http://www.koyokai.or.jp/)よりダウンロード可能
申請受付期間	2022年11月10日(木)～2022年11月14日(月) 午前10時～午後4時(但し、金曜日午後、土、日を除く) ※電話にて事前に連絡をとって来設してください。
提出書類	(1) 入札参加資格審査申請書 (2) 経営事項審査結果通知書(写) (3) 工事施工実績調書 (4) 監理技術者等配置予定調書 (5) 営業所一覧表 (6) 資本関係・人的関係等に関する調書 (7) 使用印鑑届 ※ 書類の作成に係わる費用は、申請者の負担とする。申請書類の返還はいたしません。また、虚偽記載があった場合は参加資格を取り消しとする。
申請書の配布場所及び申請提出先	〒649-6412 和歌山県紀の川市黒土153番地 社会福祉法人 高陽会 総務課 担当:森田

4. 入札参加資格の審査の結果の通知日

通知日	2022年12月1日(木) 予定 通知の方法:メールにて
-----	------------------------------

5. 入札日

入札日	2023年1月11日(水) 予定 午後2時 介護老人保健施設さくらの丘(予定) (和歌山県紀の川市黒土153番地)
-----	--

6. その他

VE提案の有無	(無)・有
随意契約の適用	(無)・有
最低制限価格の公表	落札者決定後に、法人ホームページで公表
予定価格の公表	落札者決定後に、法人ホームページで公表
問い合わせ先	和歌山県紀の川市黒土153番地 社会福祉法人 高陽会 総務課 担当:森田 電話0736-73-5881 e-mail:y.morita@koyokai.or.jp

制限付き一般競争入札参加者の入札心得

1. 入札保証金 入札保証金は免除する。
ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する金額の違約金を徴収するものとする。
2. 契約の保証 落札者は、契約締結前に次に掲げる保証を付さなければならない。
(1)債務の不履行により生ずる損害金の支払を補填する履行保証保険契約の締結。
なお、上記の保証に係る保険金額は、契約金額の100分の10に相当する額以上とする。
3. 入札の方法 入札者は指定様式の「入札書」を用い、次の各号に掲げるところにより入札しなければならない。
(1)入札は一人一通とし、入札者を他の入札者の代理人とすることは出来ない。
(2)代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。
(3)入札書は、インク又は墨で記入し、記名押印すること。
(4)入札書は、「(仮称)浜保育所移転計画 新築工事」と表示した封筒に入れて提出すること。
(5)既に提出した入札書の書き換え、引き換え、撤回は認めない。
(6)入札金額は原則として、1,000円未満の端数は認めない。
(7)入札書に記載する金額は、消費税別とし、契約希望金額の100/110とする。
4. 入札の無効 本公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、並びに入札要領及び入札要綱において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、本法人により入札参加資格を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において入札に参加する資格のない者のした入札は、無効とする。
5. 開札 開札は、入札の場所において入札の終了後直ちに入札者を立ち合わせて行う。
開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
再入札の回数は2回とし、再入札の結果落札者がいない時は、不調とする。
6. 落札者の決定 (1)入札者のうち予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格を入札した者のうち、最低の価格を入札をした者を落札者とする。
(2)落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者に、くじを引かせて落札者を定めるものとする。
(3)落札者が決定したときは、直ちに、その旨を口頭により落札者に通知するものとする。

入札参加の要件

入札参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日において令和4年度の泉南市建設工事入札参加資格を有していること。
- (3) 公告の日から入札執行日までの間のいずれの日においても、泉南市建設工事等指名停止要綱（平成15年7月28日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 公告の日から入札執行日までの間のいずれの日においても、泉南市暴力団等排除措置要綱（平成22年10月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (5) 建築工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を有していること。
- (6) 大阪府内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有していること。
- (7) 次の①又は②に該当する者であること。

①泉南市建設工事請負業者選考要綱（昭和55年10月8日制定）に規定する市内業者のうち、建築一式工事のA級に格付けされている者。

②市内業者以外の者にあつては、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果のうち、建築一式工事の総合評点値（P点）が公告の日において1100点以上である者。

また、平成30年11月から公告の日までの間に完成、引渡が完了している工事で、下記の条件をすべて満たす施工実績を有する者。なお、施工実績は、単体企業で元請として自ら施工した新築の施工実績に限ることとする。

【施工実績】

- 建物種別・・・保育所、幼稚園および認定こども園
- 構造　　・・・鉄筋コンクリート造
- 延床面積・・・1,000㎡以上

- (8) 建築工事に対応する監理技術者を、工事現場に専任で配置できること。ただし、公告の日において、6カ月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であつて、営業所の専任技術者でない者であること。
- (9) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (10) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条第1項若しくは第2項の規

定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者が、その者に係る新法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (12) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (13) 本工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (14) 他の入札参加者との間に資本若しくは人事面において関連がないこと。
- (15) (13)および(14)に掲げた資本若しくは人事面で関連がある場合とは、次の①から⑤までのいずれかに該当することをいう。
- ① 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう)と子会社(会社法第2条第3号の規定による子親会社をいう)の関係にある場合。
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - ③ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
 - ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
 - ⑤ 上記①から④と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。